

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、教育委員会事務局及び教育機関の常勤の一般職の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 審査会は、委員9人以内をもって組織し、健康審査会の委員は医師のうちから、特別健康審査会の委員は<u>学識経験者及び職員</u>のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(健康診断の種類)</p> <p>第38条 健康診断は、定期健康診断、臨時健康診断及び採用時の健康診断とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第39条 定期健康診断は、職員（第24条第2項の規定により療養のため勤務させないこととする事後措置が講じられている者（以下「療養者」という。）並びに会計年度任用職員であって、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤の職員の通常の勤務時間の4分の3に満たないもの及びその任期が1年に満たないもの（任期が満了した後引き続いて会計年度任用職員</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めるもののほか、教育委員会事務局及び教育機関の常勤の一般職の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する。）の安全及び健康の確保に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第10条 審査会は、委員9人以内をもって組織し、健康審査会の委員は医師のうちから、特別健康審査会の委員は職員のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>2 [略]</p> <p>(会議)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>審査会は、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>(健康診断の種類)</p> <p>第38条 健康診断は、定期健康診断、<u>特殊業務健康診断</u>、臨時健康診断及び採用時の健康診断とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(定期健康診断)</p> <p>第39条 定期健康診断は、職員（第24条第2項の規定により療養のため勤務させないこととする事後措置が講じられている者（以下「療養者」という。）並びに会計年度任用職員であって、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤の職員の通常の勤務時間の4分の3に満たないもの及びその任期が1年に満</p>

<p>となった者であって、その通算した任用の期間が1年を超えるもの又は超える見込みであるものを除く。)を除く。第42条から第45条まで及び第47条から第53条までにおいて同じ。)</p> <p>について、<u>毎年5月から6月までの間(学校に勤務する職員にあっては、主任安全衛生管理者が指定する時期)に行う。</u></p> <p>2 前項に規定する定期健康診断のほか、<u>労働安全衛生法施行令第22条第1項若しくは第2項又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する職員(療養者を除く。)</u>については、<u>毎年8月から翌年2月までの間に定期健康診断を行う。</u></p> <p>3 定期健康診断の検査又は検診(以下「検査」という。)の項目は、本庁及び学校以外の出先機関の職員にあっては省令第44条第1項各号に、学校の職員にあっては学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第13条第1項各号に掲げる検査項目の中から、主任安全衛生管理者が<u>指定する。</u></p> <p>4 [略]</p> <p><u>第40条 削除</u></p> <p>(臨時健康診断)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 臨時健康診断の検査の項目その他実施の細目は、主任安全衛生管理者が、<u>そのつど指定する。</u></p> <p>(健康診断の実施)</p> <p>第42条 産業医は、<u>第39条第3項及び第4項又は前条第2項の規定により主任安全衛生管理者が定める検査の項目及び実施の細目に従い健康診断を実施するものとする。</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>となった者であって、その通算した任用の期間が1年を超えるもの又は超える見込みであるものを除く。)を除く。<u>次条、第42条から第45条まで及び第47条から第53条までにおいて同じ。)</u>について行う。</p> <p>2 定期健康診断の検査又は検診(以下「検査」という。)の項目は、本庁及び学校以外の出先機関の職員にあっては<u>労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。)</u>第44条第1項各号に、学校の職員にあっては学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第13条第1項各号に掲げる検査項目の中から、主任安全衛生管理者が<u>定める。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(特殊業務健康診断)</p> <p><u>第40条 特殊業務健康診断は、労働安全衛生法施行令第22条第1項若しくは第2項又は省令第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する職員について行う。</u></p> <p>2 特殊業務健康診断の検査の項目その他実施の細目は、<u>その都度主任安全衛生管理者が定める。</u></p> <p>(臨時健康診断)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2 臨時健康診断の検査の項目その他実施の細目は、<u>その都度主任安全衛生管理者が定める。</u></p> <p>(健康診断の実施)</p> <p>第42条 産業医は、<u>第39条第2項及び第3項、第40条第2項又は前条第2項の規定により主任安全衛生管理者が定める検査の項目及び実施の細目に従い健康診断を実施するものとする。</u></p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	
<p>附 則</p> <p>この訓令は、令和5年4月1日から施行する。</p>	